

平成 29 年度 第 3 回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	平成 29 年 9 月 28 日 (木) 10:00~12:00 703 会議室		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> ・海老名市住みよいまちづくり条例等の制定に伴う海老名市環境保全条例及び同施行規則の一部改正について<諮問事項> ・(中間答申) 家庭系ごみの減量化策(戸別収集、有料化含む)について<答申事項> ・緑化推進施策の見直しについて<報告事項> ・海老名環境マネジメントシステム専門部会 構成員について<報告事項> 		
出席委員	木下会長、村山副会長、伊藤委員、大貫委員、大矢委員、加藤委員、瀬戸委員、曾我委員、南委員、森島委員、山谷委員 計 11 名		
公開の可否	公開	傍聴者数	2 名
幹 事	副市長 畑 経済環境部長 清田 経済環境部次長 谷澤 都市・経済担当参事 濱田 環境みどり課長 山本 資源対策課長 小川		
事務局・説明者等	環境みどり課環境政策係：係長 三浦、主任主事 須田、主事 品川 環境保全係：主任主事 森田 資源対策課 管理係：係長 吉沢、非常勤特別職 三村		
結 果	諮問：海老名市住みよいまちづくり条例等の制定に伴う海老名市環境保全条例及び同施行規則の一部改正について 結論：原案のとおり異議なし 中間答申：家庭系ごみの減量化策(戸別収集、有料化含む)について 結論：別添「中間答申」のとおり (本案件は、第 1 回環境審議会にて諮問したもの。専門部会による中間検討結果を踏まえ、今回の審議会にて中間答申となった。)		

1 開会 (進行：環境みどり課長)

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮問

—— 審議会に諮問 ——

事務局：(1) 委員過半数出席により会議成立を報告

(2) 傍聴希望者 2名

5 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

(1)海老名市住みよいまちづくり条例等の制定に伴う海老名市環境保全条例及び同施行規則の一部改正について〈資料1〉…………… 諮問事項

委員：市町村によっては、芝生も緑化率に算定できるようだが、海老名市ではどうするのか。

環境みどり課：資料には記載していないが、芝生等も緑化率の面積算入対象として考えている。ただし、原則は植樹による緑化が基本であり、芝生による緑化率は限定して行いたい。

委員：同じ高さの樹木でも、樹種によって枝振り等が異なるが、低木・中木・高木の緑化面積の設定は、どのように算出しているのか。

環境みどり課：樹種によって緑化面積を細かく設定すると煩雑になってしまうため、樹高を高中低に区分した。その上で、各々の樹木で想定される平均的な面的広がりをもとに計算し「みなし緑化面積」として設定した。

委員：特殊緑化として想定している駐車場緑化とはどのようなイメージなのか。

環境みどり課：緑化ブロックという駐車場舗装用ブロックがあり、それを駐車場に敷き詰めるイメージでいる。緑化面積は、製品の緑化率に応じて判定する。

委員：①壁面緑化のイメージはどのようなものか。

②環境保全条例等の改正内容は了解した。住みよいまちづくり条例への統合も賛成である。ところで、住みよいまちづくり条例については都市計画審議会で審議しているとの話であったが、緑化基準が住みよいまちづくり条例に統合されることによって、環境審議会でも審議する内容に変更は生じるのか。住みよいまちづくり条例に係

る緑化等に関する事項は、今後環境審議会では審議されなくなってしまふのか。

環境みどり課： ①多年生の蔓性植物による緑化をイメージしている。
②お話のとおり、住みよいまちづくり条例に係る内容は都市計画審議会で審議することになるが、環境施策に関する部分は環境審議会の所掌事項であり、今後も緑化に関する内容の変更があれば、環境審議会で審議いただく予定でいる。

委員： 特殊緑化として想定している屋上緑化について、これは、屋上菜園も対象となるのか。

環境みどり課： 屋上菜園は対象外。樹木や芝等、継続的に緑化が続くものを想定している。

委員： 緑地よりも、菜園の方が常に人の手が入り適正に管理されるという面もある。農政部局とのすり合わせ等課題があるかもしれないが、ゆくゆくは屋上菜園の可否について研究しても良いのではないのか。

環境みどり課： 他市町村の事例や緑地の定義等と照らし合わせながら、今後の研究課題としたい。

【 結 果 】 原案のとおり異議なし

(2) 緑化推進施策の見直しについて〈資料3〉…………… 報告事項

※次第の議事(2)と(3)の順番に変更(入替え)あり

委員： 我が家も生垣設置奨励事業を利用させてもらった。だが近頃では、戸建住宅の敷地面積縮小化が多く生垣設置困難である状況は理解できる。制度廃止もやむを得ないと感じる。

代替案として出ている「緑のカーテン」は、我が家も実施している。学校や公共施設への設置普及とあるが、個人に対する補助制度はあるのか。

環境みどり課： 現時点では、まず市が公共施設に緑のカーテンを設置することで、市民への普及促進を図りたいと考えている。

市民に対して「緑のカーテン」の補助制度を行っている自治体もあるが、当市については、補助を行うか否かを含め、今後研究したい。

委員： 公共施設で実施したその次の施策がとても気になる。新築マンションや病院等市民が集まる施設への設置推進といった手法もあると思う。コストや効果も含め、ぜひしっかり研究して進めて欲しい。

環境みどり課： 現在の住宅事情から需要が減ってしまった生垣設置奨励事業に代わり、新たな施策を試験的に行いたいと考え、現状で多くの市民が参考にできそうな「緑のカーテン」を考案したところである。まだまだ研究の余地はあると思うので、今後研究していきたい。

(3) (中間答申) 家庭系ごみの減量化策(戸別収集、有料化含む)について〈資料2〉
…………… 答申事項

※第1回環境審議会にて諮問した案件

今回は、専門部会による中間検討結果を審議会へ報告し、中間答申を求めるもの

※議案に入る前に、会長より、家庭系ごみ専門部会に委員1名を追加した旨を報告(第2回環境審議会にて意見があったもの)

家庭系ごみ専門部会部会長：

(「専門部会における検討の結果を、資料2のとおり報告)

(その後、資源対策課より中間答申(案)について詳細説明)

委員： 畑でごみを燃やしている人を見かけることがある。畑でごみを燃やす行為は許されているものなのか。畑で出たごみも、今後はごみとして有料で出すことになるのか。

環境みどり課： 屋外焼却行為(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、原則禁止されている。ただし、農林業者が自己の農作業等に伴って行う焼却行為等、一部例外として認められているものもある。

しかし、いずれにしても近隣住民の迷惑になる場合は焼却できないので、ごみとして出してもらうことになる。

委員： ごみの有料化に伴って、不法投棄が増えないかが不安である。個人の土地に不法投棄をされた場合は、土地の持ち主が処理しなくてはならないのか。

資源対策課： 意見のとおり、不法投棄に関する懸念はある。しかし他市では、有料化によって住民の意識が変わり、不法投棄が減少するという事例が多くある。市としても対応を考えたい。

また、不法投棄されてしまった場合は、原則として土地所有者が処理していただくことになる。土地所有者は、投棄されないための対策を行っていただく必要がある。市で投棄抑止看板を配布しているので、必要な方はご活用いただきたい。

- 委員：ごみの減量化が喫緊の課題とあるが、生活上特に「ごみが増えて
いる」と感じないし、それで困っているという情報も入ってこない。
その辺りの説明が重要と考えるが、いかがか。
- 資源対策課：喫緊の課題である理由は、資料2のP2に示しているように、計
画目標値と実際のごみの量に乖離が生じてきているためである。
この辺りについては、ご意見のとおり、制度導入時に市民へ説明
することが重要であるとする。
- 委員：実生活の中でごみの減量化が喫緊の課題であると認識していな
い人は多くいると思う。制度の必要性を上手に説明しないとイケな
いと思うので、ぜひとも検討を。
- 委員：ごみが増えている原因は何か。
- 資源対策課：人口の増加も影響していると考えますが、大きな原因としては、開
発による事業所の増加等、社会的情勢によるものと認識している。
将来を見据えた計画のもと、時代時代に合わせた対策を講じる必要
があると考えている。
- 委員：一人一人、各家庭が大きな要因とはなっているわけではないが、
将来のためには、市民一人一人が協力して減量化に取り組む必要が
あるということか。
- 資源対策課：そのとおり
- 委員：以前、戸別収集のモデル事業を行っていたが、その時に減量効果
はあったのか。
- 資源対策課：国分寺台4、5丁目では約13%の減量効果があり、東柏ヶ谷2丁
目ではあまり減量効果は見られなかった。戸別収集による減量効果
はある程度見られるが、地域の特徴によってその効果には差がある
結果となった。
- 委員：①戸別収集のイメージが湧かない。1戸1戸収集に回るというこ
とか。
②有料化にあたっては、指定ごみ袋を導入すると案にある。しか
し、違う袋を使用してごみを出されることも想定されるが、その場
合の対応について考えているか。
- 資源対策課：①戸別収集については、そのとおり。基本的には玄関先等、通り
に面した場所に出してもらい、それを収集する。集合住宅は1棟ご
との収集となるので、既に敷地内に集積所がある所は戸別収集導入
による影響はない。
②有料化導入時に多くの自治体で課題として挙げられる問題で
あり、対策については検討していく必要がある。

委員：戸別収集になると、自宅前でカラスに荒らされる可能性があるが、その場合について市では何か対策を考えているか。

資源対策課：戸別収集では、出されるごみの管理は各世帯で行っていただくことになる。しかし、分別の徹底や生ごみを減らそうという意識が働き、ごみの減量に繋がるものとする。

委員：部会からの中間答申（案）を読んで、よく考えられていると感じた。国連サミットのアジェンダ 2030 で「SDGs（持続可能な開発目標）」を国際目標として掲げているが、今回の中間答申（案）も、行政主導の減量化策から市民参加型の減量化策へ更に継続性をもたせている点や、新たな雇用の場の創出、弱者への配慮といった誰一人取り残さないような姿勢等、SDGsに通じる内容もあって、課題を連携させて総合的に考えてられていると感じた。

報告の中に「市民の意識改革」という言葉があり、私もこれはとても重要であると思う。だが、海老名市民は既に減量努力ができている状況であるため、「将来に向けて、行政だけに頼らずごみ減量化を進め、より良いまちにしていくための意識改革」というニュアンスをもたせた言い回しにできたらと思う。SDGsのように、行政だけでなく市民や事業者も一緒に、将来海老名をどうしていくかというビジョンを共有して「共創」できると良い。

その点でも、情報誌の作成は良案だと思う。これは個人的な意見であるが、こういった施策に自由にお金を使えるように、手数料収入を基金化できたら良いのではないか。

今回は中間答申ということであり、制度実施に向けてはまだ手続きがあるかと思うが、今後の流れはどのような予定なのか。

資源対策課：今後は、まず中間答申の内容を市職員全員へ説明し、共通認識を図ると共に意見を求める。また、市長タウンミーティングやパブリックコメントでも広く意見を求めた上で、改めて専門部会で審議いただき、環境審議会へ報告させていただく。その後、最終答申をいただきたいと考えている。

部会長：話に出ていた意識改革についてであるが、これは部会でも重要視してきた点である。

これまでは、定量的に意識改革効果の把握をするということとはしてこなかったため、どのように把握するかということも考えた。

まず、他市の例であるが、有料化により 15%～20%の減量効果が実証されている。そして、有料化実施後に大和市や西東京市、他に町田市が手数料値下げを行っている。（資料2 P6）手数料が

下がると再びごみの量が増えるかと思われるが、これらの市ではごみの量は増えていない。このことが、有料化による意識改革の効果の傍証として捉えられるのではないかと考えている。

また、有料化実施後に不法投棄が減少したという自治体も多い。これも効果のひとつだと思う。

このようなことから、海老名市でも意識改革効果は十分に期待できるのではないかと考えている。

手数料収入の活用も含め、有料化して良かったと市民に実感してもらえるような制度となることを期待する。

会 長 : 諮問「家庭系ごみの減量化策(戸別収集・有料化含む)について」、家庭系ごみ専門部会からの報告内容をもって、環境審議会の中間答申としてよろしいか。

他 委 員 : 異議なし

【 結 果 】 家庭系ごみ専門部会からの案のとおり中間答申とする。

(4) 海老名環境マネジメントシステム専門部会 構成員について〈資料4〉

…………… 報告事項

意見・質疑等なし

6 その他

委 員 : 農地に太陽光発電施設を設置する場合、固定資産税は変わるのか。

環境みどり課 : 農地転用ということであれば、当然、地目に合った課税に変わる。具体的な話であれば、直接所管課に確認していただくのが良い。

委 員 : 海老名市では、再生可能エネルギーを使った発電施設・組織を造るといふ計画はないのか。

環境みどり課 : 再生可能エネルギー設備の設置という意味であれば、公共施設に設備を設置し、施設内で電力を利用している。

大規模な発電所を造る計画は、今の所ない。

7 閉会(副会長あいさつ)

— 散 会 —